

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年4月

兵 庫 県

## 目 次

はじめに	1
第1 普及指導活動の課題	2
1 収益性の高い農林水産業の実現	
2 にぎわいのある農山漁村の創出	
3 県民とともに育む豊かな食と「農」の充実	
第2 普及指導員の配置に関する事項	3
1 普及指導員	
2 専門技術員	
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	4
1 普及指導員の研修について	
2 専門技術員の研修について	
第4 普及指導活動の方法に関する事項	4
1 普及指導活動体制	
2 普及指導計画の策定と評価	
3 関係機関との連携	
4 試験研究機関との連携	
5 重点プロジェクト計画の実施	
6 調査研究の実施	
7 民間等との連携	
8 他の都道府県との連携	
9 普及指導活動へのICTの活用	
10 農業大学校における研修教育の充実強化	

## はじめに

兵庫県は、「日本の縮図」と言われるように、南北を海に面し、多様な自然環境を有するとともに、摂津、播磨、但馬、丹波、淡路という歴史的に特色ある固有の風土・文化を持つ5つの地域で構成されている。

本県の農業生産は、耕地面積の9割以上を水田が占める中で、水稲作を中心とした水田農業をはじめとし、但馬牛を中心とする畜産や、都市近郊の立地を生かした園芸作物など、多様な農業経営が展開されている。

このような中、本県における国との協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、普及指導員が直接農業者に接し、高度な専門技術・知識を用いて、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び普及や、農業者の経営支援等を行うスペシャリスト機能及び多様な関係者の有機的な連携構築や地域の合意形成促進等を行うコーディネート機能を発揮し、新規就農者の確保・育成や認定農業者や集落営農組織の育成及びこれら経営体の法人化、スマート農業の推進、人と環境にやさしい農業の取組拡大など本県農業の課題解決に取り組んでいる。

一方、本県農業は担い手の高齢化や少子高齢化の進行による労働力不足とともに、気候変動や地政学的リスクの高まりによる食料生産・供給の不安定化や生産資材の高騰など、農業を取り巻く環境は大きく変化してきている。また、田園回帰やカーボンニュートラルの実現を目指した取組の拡大など、新たな動きも生じている。さらに、国においても「食料・農業・農村基本法」が改正され、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定される等、農林水産行政における大きな動きがあった。

これらの課題に的確に対応するため、市町、農業協同組合及びその他の関係者等と連携を図りながら、ひょうご農林水産ビジョン2035で定めた施策展開の基本方向に基づき、認定農業者や集落営農組織、新規就農者等への支援を行い、主体的に経営改善に取り組む農業者を育成することなどで農業の競争力を強化し、農業・農村の持続的な発展を図ることが重要である。

そこで、普及事業の課題や解決のための普及活動方法などを明確化し、効果的かつ効率的な事業の展開を図ることにより、施策目標の実現に資するため、「協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定する。

## 第1 普及指導活動の課題

普及指導員は、直接農業者に接して高度な専門技術・知識によって、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び経営支援等を行うスペシャリスト機能と農業者と地域の関係者等をつなぐコーディネート機能を発揮し、農業者の所得向上と地域農業の生産面・流通面等における維持・発展を総合的に支援することとし、以下の課題に重点を置いて活動を行うものとする。

### 1 収益性の高い農林水産業の実現

(1) SDGsの取組拡大や人と環境にやさしい農業・農村振興条例、国の「みどりの食料システム戦略」等に対応するため、気候変動に対する適応策、病害虫の総合防除、耕畜連携による土づくりの実践を支援するとともに、営農活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減等による人と環境にやさしい農業を推進する。

また、生産から販売まで「経営として成り立つ」有機農業を実践できる新たな担い手の育成や地域ぐるみでの有機農業の実践を推進する。

(2) 各地域の課題や経営規模に応じて、ICTやセンシング技術、自動化技術等のスマート農業技術の導入や、農業支援サービス事業体の活用、生産から流通・消費までのデータ利活用等を支援することで、生産性向上を推進する。

また、農業生産工程管理(GAP)の導入や農作業安全対策など生産体制の強化を推進する。

(3) 多様な自然環境や消費地に近接する立地を生かし、地域農業を支える担い手の安定的な経営に向けて、気候変動や労働力不足に対応した技術・品種導入、実需・消費者ニーズに基づいたマーケットインの生産体制の構築などを支援することで、農畜産物の安定生産と持続性の高い産地づくりを推進する。

また、家畜伝染病の予防、県総合防除計画に基づいた病害虫・雑草の発生予防やまん延防止の対策を推進する。

(4) 地域就農支援センターとして、市町や農業協同組合等の関係機関、親方農家となる先進的な農業者と連携し、就農希望者に対して、就農相談や就農計画策定、技術習得、就農後の地域定着まで一貫した新規就農者支援を行い、地域農業を牽引する農業者を育成する。

また、集落営農や個別経営体の法人化、労働環境整備を進め、円滑な経営継承を実現できる持続可能な経営体を育成するとともに、農福連携や半農半Xを含む多様な担い手の確保・育成を推進する。

(5) 地域計画の実現に向けて、農業者や農地中間管理機構、市町、農業協同組合等の関係機関と協力し合って、地域内での話し合いによる合意形成を支援し、効率的・安定的な農業経営の基盤となる農地を地域の担い手に集積・集約する。

(6) 地域や産地品目の将来像を描き、その実現にむけた商品開発や6次産業化に取り組むなど、生産から消費を結ぶ流通の仕組みづくりを支援するとともに、ひょうご食品認証制度や商標等知的財産権の取得による類似品目との差別化を図り、農畜産物のブランド化を推進する。

### 2 にぎわいのある農山漁村の創出

(1) 農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村RMOの推進、農林水産業に携わる多様な人材の確保を支援し、農山漁村の振興を図る。

また、市町や農業協同組合等の関係機関と連携し、野生動物による農業被害防止対策の普及や地域ぐるみでの取組などを支援し、農地の荒廃を防ぐことで安心して暮らせる地域を創出する。

- (2) 地域で生産された農畜産物など地域資源を最大限に活用するため、農業者等と食品等事業者、商工会議所、観光産業など地域の多様な事業者との連携をコーディネートすることにより、高付加価値型の農山漁村ビジネスの創出を推進する。

### 3 県民とともに育む豊かな食と「農」の充実

- (1) 農業者等による食農教育や農業体験を通じて消費者に農業への理解を深めてもらう「ひょうごオープンファーム」などの活動を技術・経営面から支援し、県民の農業に対する理解の醸成を推進する。
- (2) 直売所や学校給食等への出荷や農産物の定期的な購入関係づくりに資するCSAなどに取り組む農業者や組織に対して、栽培技術指導や運営の支援を行い、県民と農業者等が顔の見える関係を強化することで、農業者等の所得向上や地域の活性化を推進する。
- (3) 地域の農畜産物を活用した食品の製造・加工におけるHACCPに沿った衛生管理の適切な運用や、栽培時の農薬の適正使用指導などにより、食品衛生・品質管理の高度化及び生産性向上を推進する。

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

県下13箇所に農業改良普及センター（普及指導センター）（以下「普及センター」という。）を設置し、地域で普及指導活動を行う「普及指導員」（普及指導員資格未取得者を含む）を配置する。

また、県立農林水産技術総合センター企画調整・経営支援部（農業革新支援センター）に、全県的な視点で普及指導員の資質向上や、試験研究、行政等と普及指導活動をつなぎ課題解決を促進する専門技術員等（農業革新支援専門員）を配置する。

### 1 普及指導員

#### (1) 役割

ア 農業者に対し地域の特性に応じて、農業に関する高度な技術及び経営改善に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う。

イ 地域農業について、先導的な役割を担う農業者や市町、農業協同組合など関係機関、その他の食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）との連携の下、農業者や農村の将来目標やめざす姿の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施を支援する。普及指導員はこれらの多様な関係者と関係機関のコーディネート役を担うことで産地のプロデュース機能を発揮する。

#### (2) 配置場所

農業者との密接な関係を確保しつつ、市町や農業協同組合など関係機関との連携の下、地域の課題を解決して地域農業等の振興を図っていくため、普及センターに普及指導員を置く。

#### (3) 配置方法

普及センターごとの普及指導員の配置数については、農家戸数、耕地面積など地域農業の規模や、作物別の生産状況や担い手の特性等を考慮して定める。

## 2 専門技術員

### (1) 役割

- ア 普及指導員に対して、最新の農業技術や施策推進に関する研修の実施や情報提供等を行い、普及指導員の課題解決能力の向上を図る。
- イ 地域課題の速やかな解決を図るため、普及指導員による試験研究機関への提案、研究成果の迅速な地域への普及を支援する。
- ウ 関係機関と連携し、施策目標等の実現や本県農業の課題解決のための施策立案に向けた支援を行うとともに、立案された施策の円滑な推進を図る。
- エ 普及指導員と連携し、先進的な農業者からの高度かつ専門的な個別相談や支援を行う。

### (2) 配置場所

試験研究機関との密接な連携を保ち、本県農業の課題解決のための農業技術の円滑な開発と移転を図るため、県立農林水産技術総合センター企画調整・経営支援部に専門技術員を置く。

## 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員が農業に関する専門的な知識及び普及指導技術を習得し、関係者との人脈形成を積極的に図り、普及事業の成果を着実にあげていくため、「普及指導員育成基本計画」を別に定めて、体系的に資質向上を図る。

### 1 普及指導員の研修について

- (1) 普及指導員は、自己研さんとして、現場での課題解決過程における自らの活動の評価・反省とそれに基づく改善を通じて、普及指導能力及び専門技術に関する能力を向上する。
- (2) OJT では、普及センターの管理・監督職の指導及び専門技術員の支援の下、現場で直面している課題の解決能力の向上を図るとともに、普及指導員相互の研さんを進める。
- (3) 専門技術員が実施する研修（経営支援部 Off-JT）については、次の目的ごとに、普及指導員の能力や経験に応じて企画する。
  - ア 普及指導活動の方法についての研修
  - イ 専門的な技術に関する知識を高める研修
  - ウ 社会情勢の変化に対応した新たな課題についての研修

### 2 専門技術員の研修について

専門技術員は自らの専門項目についての知識・技術を絶えず向上させるよう自己研さんに努めるとともに、国や県が主催する研修に参加し、普及指導員の資質を向上させる能力、施策や研究課題を立案する能力等の資質向上と情報収集を図る。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 普及指導活動体制

農業者との信頼関係を醸成しつつ、農業者のニーズにきめ細かく応じた課題解決型の活動を進めていく。また、農業技術や農業経営に関する情報発信・相談窓口、食料システム関係者や関係機関等のハブ機関として、農林（水産）振興事務所や土地改良事務所（センター）、本庁関係課などと連携を図りながら、普及センターは次の体制により活動を展開する。

- (1) 普及センターには、普及指導活動を効率的かつ効果的に推進するため地域課と経営課を設置

し、以下の体制により活動を展開する。なお、地域課と経営課を設置しない普及センターには、地域・経営課を設置する。

ア 地域課には、市町担当普及指導員を中心に配置し、地域特産物の生産振興や、中山間地域の活性化、地域農業を支える多様な担い手の確保・育成など、地域計画の実現とともに地域農業の活性化に向けた支援を中心に取り組む。

イ 経営課には、(2)に定める専門指導項目を担当する普及指導員を配置し、高度専門技術の課題に対する普及指導活動、農業経営の改善指導、担い手の確保・育成など、農業者に対する高度・専門的な技術・経営の支援を中心に取り組む。

(2) 普及指導員の専門指導項目は、野菜、果樹、花き、畜産の4項目とする。ただし、原則として、管理・監督職を除く主任以上の職員の専門指導項目については、当初設定した専門指導項目(第1専門指導項目)のほかに上記4項目のうち1項目を第2専門指導項目とする。

また、専門指導項目に加えて、共通指導項目として、主作、農業機械、農業経営、加工・流通を担当する。

## 2 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及センターは、ひょうご農林水産ビジョン2035アクションプラン(以下「ビジョン等」という。)に記載された施策を着実に推進するため、普及指導課題及び普及指導対象ごとの普及指導計画(5年間の活動計画を表す「基本計画」と年度の活動計画を表す「年度計画」)を策定する。

なお、普及指導課題及び普及対象の設定にあたっては、施策の展開方向及び地域の実状に応じて、普及指導活動を行う必要性が高いものに重点化する。

(2) 普及センターは、別に定める農業改良普及指導計画策定要領に基づき、普及指導計画の進捗管理と評価を定期的実施する。

(3) 農業改良課は、先進的な農業者や関係団体等で構成する会議において、年度計画に示した主要な課題の普及活動成果及び普及指導活動の体制等について、幅広く客観的な視点から意見を聴取する。

(4) 普及センターは、(2)及び(3)の評価結果を踏まえて普及指導活動の改善や次年度以降の普及指導計画の策定を行うものとする。

## 3 関係機関との連携

(1) 普及センターは、市町、農業協同組合、農業者等を構成員とする農業改良普及事業協議会の場などを活用し、普及指導計画の内容や評価に関する検討を行うとともに、各関係機関が担うべき役割を明確化するなど、円滑な活動展開を推進するための体制づくりを行う。

(2) 市町、農業協同組合や県関係機関等が地域農業の発展のために開催する会議等に参画し、農業技術・経営のスペシャリストとして、かつ、地域農業のコーディネーターとして、ビジョン等に即した地域の目標等を提案するとともに、地域の課題解決に向けた関係機関の取組を促す。

(3) 普及指導活動の一環として、農業者が補助事業、制度資金等の行政施策を活用する際には関係機関と連携して支援に努める。

#### 4 試験研究機関との連携

専門技術員をはじめ普及指導員は、県立農林水産技術総合センター及び国の試験研究機関が行う研究開発に積極的に参画し、現地の状況・問題を伝達して、より実用性の高い技術開発を促すとともに、研究成果の迅速な普及に努める。

#### 5 重点プロジェクト計画の実施

専門技術員は、今後先行的に調査する必要性の高い課題や早急に解決が求められる課題等、専門技術員の総合的知見から必要と認められる重要な課題を重点プロジェクト計画として定め、普及センターと連携して活動を推進する。

#### 6 調査研究の実施及びその成果の活用

普及指導員及び専門技術員は地域の特性に応じて、実態調査やデータ収集及び分析、農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識を組み立て実証する等の調査研究を実施し、その成果を普及指導に活用するよう努める。

#### 7 民間企業等との連携

普及センター及び県立農林水産技術総合センター企画調整・経営支援部は、公的機関として第1に掲げる課題の解決に取り組むとともに、民間企業等と連携して取り組むべき次のことについては、適切に役割分担を図りながら普及指導活動を展開する。

- (1) 経営、農産物加工、マーケティング等、重要かつ専門性の高い分野においては、農業者等の能力向上に対する普及指導活動の質の向上を図る観点から、積極的に民間等の専門家を活用するなど、民間企業等との連携を図る。
- (2) スマート農業をはじめとする最新の技術については、意欲ある農業者への相談に対応するため民間企業等と連携し、必要な情報等を収集・整理するとともに、各地域の実情に応じた技術実証等においてその情報等を活用するよう努める。
- (3) 農薬・肥料・種苗業者等、産地にとって有用な技術や情報等を有する民間企業については、産地の状況に合わせた新技術の確立に向けて技術実証等により連携を図る。
- (4) 新規就農者の確保・育成や地域農業・農村の振興のための施策の推進にあたっては、農業経営士、女性農漁業士など先進的な農業者等と緊密な連携を図る。
- (5) 地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興、加工・業務用需要の拡大、有機農産物をはじめとする環境への負荷低減に資する農畜産物の消費拡大に対応したマーケットインの生産体制の構築に向け、市場、食品等事業者、生産資材関係事業者などの食料システム関係者の他、商工会議所、観光産業等の多様な分野との連携を図る。

#### 8 他の都道府県との連携

専門技術員は、国が開催する農業革新支援専門員ネットワーク会議等に参加し、他の都道府県と共通する課題の解決に向けて、情報交換等を行い連携を図る。

#### 9 普及指導活動へのICTの活用

- (1) 普及指導員の資質向上に向け、ICT等を活用して普及現地情報や技術情報等の各普及指導

員が持つ有益で現地適応性の高い技術・情報の蓄積・共有化を図る。

- (2) 農業者や市町、農業協同組合等関係機関への農業技術・経営に関する情報等を迅速に提供するため、モバイル端末やオンライン会議システム等を活用した普及指導活動に努める。また、これらの情報機器を活用し、自然災害や感染症流行時にも継続的な普及指導活動が行える体制を整備する。
- (3) 農業者の特徴的な取組や普及活動の成果等について、県民へ広く情報発信し、県民の普及事業の理解の促進に努める。

## 10 農業大学校における研修教育の充実強化

- (1) 農業大学校は、生産から流通にわたるきめ細やかかつ実践的な教育を実施し、スマート農業や有機農業など、社会環境の変化に対応できる高度な技術力や経営力と、地域農業を先導する幅広い視野を有する農業者の育成を図る。
- (2) 担い手の経営力を一層向上するための研修や、新規に就農を希望する者が農業技術・経営力を円滑に習得できる研修の実施や、農業高等学校等と連携し、実践的な研修機会の提供など、研修教育の充実強化を図る。  
また、農家出身でない学生や社会人等幅広い世代の円滑な就農に向け、就農相談や農業法人等とのマッチング等の就農支援を実施するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう継続的な支援を行う。
- (3) 研修教育の実施にあたっては、普及センターや農業経営士、女性農漁業士など地域の先進農業者や民間企業等と連携し、地域農業を担うべき者の養成を効率的・効果的に行う。  
また、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容の改善を図る。